

(別紙) いじめ発生時の対応マニュアル

いじめを受けていると「本人・保護者・友人・地域等」からの訴え
担任・教職員の気づき (電話や投書での訴え、特定の教職員を指名しての訴え)

訴えの概略を報告

- ・速やかな対応
- ・指名された職員が不在の際は、管理職が対応
- ・訴えを真剣に受け止める。
- ・共感的に受け止める。

校長・教頭

指示→
←報・連・相

いじめ防止
対策委員会

- ・いじめの訴えを受けた教職員は管理職へ報告
- ・管理職は情報に基づき事実の調査・確認等を指示
- ・場合によってはいじめ防止対策委員会を招集

いじめられた児童からの事実確認
保護者への対応

- ・教員間での共通理解と複数での指導で対応
- ・児童、保護者への学校の方針や指導方法、今後の見通し等の説明
- ・いじめられた児童を守るとのスタンスで対応
- ・教頭は教育委員会へ報告と相談・連携

児童への対応

- ・事実の確認、丁寧な聞き取り、共感的な姿勢

保護者への対応

- ・保護者の思いを聞き、学校として不十分な対応には謝罪
- ・学校としての今後の方針や対応を丁寧に説明

対応方針の決定及び役割分担

- ・管理職はいじめ防止対策委員会を招集
- ・重大事案については「(緊急) 児童の課題に関わる関係者会議」を招集
- ・聞き取り後の情報の整理と課題の明確化
- ・今後の指導方針や指導内容、役割分担の確認
- ・教員の連絡体制の確認
- ・管理職のマスコミ等対応の確認

いじめた児童の事実確認
周囲の児童からの事実の調査・確認

- ・正確な事実の把握
- ・児童の人権やプライバシーへの配慮
- ・思いこみや憶測には注意
- ・いじめた児童に先入観による指導や、心理的に圧迫するような指導にならないように注意

いじめた児童・保護者への対応

- ・複数での家庭訪問と事実の伝達
- ・いじめられた児童の心情を伝える。
- ・行為の重大性に気付かせ、反省を促す。
- ・保護者への助言と立ち直りへの協力依頼

学級・学年全体への指導

- ・いじめられた者の辛さを理解させ、いじめを許さない態度を育てる。
- ・いじめの事実を伝える際は本人、保護者の了解を得る。
- ・事象の教材化と人権意識の高揚、望ましい人間関係づくりに活用

指導の継続

- ・いじめられた児童やいじめた児童の保護者へ指導の経過報告や情報交換
- ・教員間での関係児童の様子を定期的な情報交と情報の共有化
- ・いじめられた児童への声掛けや見守り

関係機関との連携

- ・スクールカウンセラーや、児童相談所など外部機関等との連携
- ・暴力や恐喝などを伴う事例は警察等との連携
- ・教育委員会への報告